

「宮崎県優良工事表彰制度」の創設と制度の概要について

平成22年3月31日
宮崎県環境森林部
宮崎県農政水産部
宮崎県県土整備部

1 表彰制度創設の背景と目的

建設工事を受注された建設業者や現場の技術者の皆様は、発注者が求める品質を確保するため、あるいは地域住民や社会資本の利用者等に喜ばれるよう、日々、工夫と努力を重ねられています。

そこで、施工管理や安全対策、地元調整等において、他の工事の模範となるような取組を行った建設工事を「優良工事」として表彰し、建設産業全体の意欲向上を図ることを目的として、「宮崎県優良工事表彰制度」を創設しました。

2 優良工事表彰制度の概要について

(1) 対象工事

宮崎県環境森林部、農政水産部及び県土整備部が所管する建設工事のうち、表彰を実施する年度の前年度に完成し、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定された工事を対象工事とします。

(2) 優良工事の選考基準

工事成績が優秀であり、かつ、他の工事の模範となる取組を行っている工事を「優良工事」として、(1)の対象工事より選考します。

一 「工事成績が優秀」の判断基準

「(1)対象工事」全体の平均点以上となっている工事とします。

二 「他の工事の模範となる取組」の判断基準

施工や施工管理、安全対策、地元調整、環境対策等で行った工夫や努力が顕著な効果を発揮し、地域住民や現場作業員等の喜びや感謝につながったものとします。

(3) 表彰の種類

知事賞、部長賞、発注機関長賞

3 導入について

平成22年度より導入します。平成22年度は、平成21年度に完成した建設工事を対象に、優良工事を選考します。